

ひとり親の方の資格・技能取得を応援！

指定講座の修了後に受講費用の一部を支給

一般・特定一般
教育訓練

最大

20万円

※ 支払った受講費用の60%

専門実践
教育訓練

最大

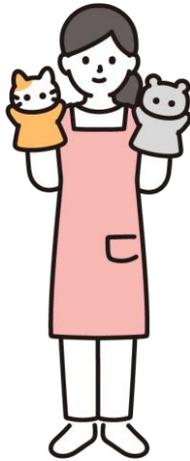
40万円

× 修業年数

※ 支払った受講費用の60%/160万円まで
※ 資格を活かし就職した場合、追加支給あり



看護師



保育士



調理師



大型自動車免許

支給要件

以下の要件をすべて満たす方

- ① ひとり親家庭等の親で、20歳未満の子を扶養している
- ② 教育訓練講座の受講が、適職につくために必要と認められる
- ③ 自立支援プログラムの策定を受けている（専門の支援員との面談）

対象となる
国家資格等

雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座。看護師等国家資格のほか、大型自動車免許・簿記検定・宅地建物取引士など。詳しくはお問合せください。

その他

- ① 希望する講座の申込期限の3か月前までに手続きが必要です。受講申し込み後の申請はできませんのでご注意ください。
- ② 雇用保険制度の教育訓練給付金受給資格がある方には、ハローワークで支給する額を差し引いた額を支給します。

問合わせ先

足立区親子支援課事業係（豆の木相談室） ☎ 03-3880-5932
〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所 中央館3階

詳しくはこちら



手続きの流れ

事前相談（予約制）

希望する講座の申込期限3か月前までに1回目の面談予約をしてください

- 面談は2回程度行います。
- 1回目の面談で、手続きの流れや必要書類、関連する制度についてご説明します。
- 希望する講座を選択後、スクールへ資料請求を行います。
- 2回目の面談で、自立支援プログラム策定の申請及び策定を行います（必須）。

教育訓練講座指定の申請

希望する講座の申込期限1か月前までに、申請手続きが必要となります。
講座申し込み後の申請はできませんのでご注意ください。

指定可否の審査（指定可の通知を受けた方⇒受講申込）

受講修了

給付金の支給申請

- 申請期限は、対象講座の受講修了日から30日以内となります。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内となります。

専門実践教育訓練については、資格取得し就職したとき、
教育訓練給付金を追加支給します（要件あり）

給付金の支給申請（資格取得し就職後）

- 申請期限は、対象講座の受講修了日翌日から1年以内に資格取得し就職した場合、就職した日より30日以内になります。
- 雇用保険制度の専門実践教育訓練給付金の受給資格者は、専門実践教育訓練給付金の支給額が確定した日から30日以内となります。

※ 生活保護を受給中の方は、担当のケースワーカーにご相談ください。

